

医療法人化に伴うメリット・デメリット

個人事業から医療法人へ

個人事業として始めたクリニックが発展すると、税負担の軽減や、分院や介護事業などの新しい事業展開、または事業承継の検討を始められる方が多いようです。その際に必ずといっていいほど検討をされるアイデアとしてクリニックの医療法人化があります。医療法人化をするにあたっては、以下に挙げるようなメリット・デメリットがありますので、双方を考慮した上での検討が必要となります。

<メリット>

・給与所得控除の活用

個人事業では、事業主に給与を支払うことはできませんが、医療法人化により、医師は医療法人からの給与を受け取ることになります。法人においては支払った給与を損金とすることができ、個人では給与所得控除を受けることが出来るため、個人法人ともに所得を軽減する効果があります。

・所得の分散が可能

所得税は、高所得者ほど税率が高くなるという超過累進税率が適用されていますが、事業に参加している家族等に対し給与を支給することによって所得を分散し、税率を下げる事が可能となります。

・退職金の損金算入

個人事業では、事業主や専従者に対する退職金は必要経費にはなりません。医療法人の場合、適正な退職金規定に則った役員退職金は経費とすることができます。退職金は給与などと比較して税法上優遇されており、節税を図ることができます。

・設立後2年間の消費税が免除

法人設立時に資本金1000万円を超えると消費税の申告が必要となりますが、医療法人では資本金の概念がないことから（資本金ではなく拠出金となります）、消費税の申告が2年間（税法改正により、一定の条件により1年間）免税となる可能性があります。

<デメリット>

・利益剰余金配当の禁止

医業の非営利性から医療法人は利益が出てもこれを配当として分配することはできません。利益剰余金は医療充実のための設備投資や退職慰労金の原資となります。

・交際費の損金一部不算入

個人事業では全額損金となった交際費が、医療法人の場合は600万円までのうち10%部分が損金となりません。

・社会保険強制加入

法人の場合、社会保険の強制加入の対象となります。社会保険に加入するということは、法人において従業員の社会保険料にかかる事業主分が負担増となります。一方で、スタッフを雇用する際には有利に働きますので、優良な人材の確保につながるメリットも考えられます。

・解散時の残余財産の帰属先

将来法人が解散した場合の残余財産は、出資者ではなく国・地方公共団体又は一定の医療法人等に帰属することとなります。個人事業の場合には、クリニックで築き上げた財産はすべて個人のものとなりますが、医療法人の場合、出資者に返還されるのは拠出時の財産の価格が限度となります。

今後の留意点

平成23年12月に発表された平成24年度税制改正大綱では、給与所得控除の上限設定が盛り込まれおり、給与収入が1500万円を超える場合の給与所得控除については245万円の上限を設けることとなります。高額な給与を受け取ることが多い医療法人の医師にとっては、現行の税制に比べて給与所得控除の恩恵が減少するため、医療法人化による税務メリットを適切に享受できるよう検討する必要があります。また、退職所得の計算は（退職金－退職所得控除額）×1/2と計算されますが、改正により役員等としての勤続年数が5年以下の者の退職所得の計算方法について、1/2を控除する措置が廃止されてしまいます。この制度に該当しそうな場合には改めて検討が必要になると考えられます。医療法人化をするにあたっては、このような節税面に加え、分院や介護事業への進出、事業承継などを考慮したうえで総合的に比較検討が必要となってきます。

（文責：大草）

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生し得る損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : info@aotaf.jp